（保管の委託を受けた拳銃、拳銃部品又は拳銃実包の保管の方法等）

第八十五条　法第十条の五第一項の規定により拳銃、拳銃部品又は拳銃実包の保管の委託を受けた者は、次に掲げるところにより、拳銃、拳銃部品又は拳銃実包を保管しなければならない。

一　［略］

二　拳銃、拳銃部品又は拳銃実包を収納する格納庫は、人が常に看守することができる場所に置くこと。

［三・四　略］

（保管業の届出）

第九十条　法第十条の八第一項又は第十条の八の二第一項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十号の保管業届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2　前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十号の保管業届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

3　［略］

4　第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る業務を廃止した場合においては、別記様式第七十一号の保管業廃止届出書を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

（保管の委託を受けた猟銃等の保管の設備及び方法の基準）

第九十一条　法第十条の八第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　［略］

二　保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

［イ・ロ　略］

ハ　責任者を定めて、別記様式第七十二号の保管受託簿に所要の事項を記載させること。

ニ　ハの保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ　［略］

（保管の委託を受けたクロスボウの保管の設備及び方法の基準）

第九十一条の二　法第十条の八の二第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。

イ　金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること。

ロ　確実に施錠できる錠を備えていること。

ハ　管理上支障のない場所にあること。

ニ　容易に持ち運びができないこと。

ホ　当該設備又はその付近に非常の際外部に通報することができる装置を備えていること。

（保管の委託を受けたけん銃、けん銃部品又はけん銃実包の保管の方法等）

第八十五条　法第十条の五第一項の規定によりけん銃、けん銃部品又はけん銃実包の保管の委託を受けた者は、次に掲げるところにより、けん銃、けん銃部品又はけん銃実包を保管しなければならない。

一　［同上］

二　けん銃、けん銃部品又はけん銃実包を収納する格納庫は、人が常に看守することができる場所に置くこと。

［三・四　同上］

（猟銃等保管業の届出）

第九十条　法第十条の八第一項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十号の猟銃等保管業届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2　前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十号の猟銃等保管業届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

3　［同上］

4　第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る業務を廃止した場合においては、別記様式第七十一号の猟銃等保管業廃止届出書を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

（保管の委託を受けた猟銃等の保管の設備及び方法の基準）

第九十一条　法第十条の八第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　［同上］

二　保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

［イ・ロ　同上］

ハ　責任者を定めて、別記様式第七十二号の猟銃等保管受託簿に所要の事項を記載させること。

ニ　ハの猟銃等保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ　［同上］

［条を加える。］